

至学館大学同窓会奨学金規程（給付型）

（目的）

第1条 この規程は、至学館大学（大学院を含む。）及び至学館大学短期大学部に在籍する学生を対象に、将来の目標を明確にもち、その夢の実現をめざしてチャレンジしようとする学生を支援することを目的とする。

（奨学資金）

第2条 奨学資金は、至学館大学同窓会（以下、「同窓会」という。）の一般会計予算から充当する。

（出願資格）

第3条 奨学金の給付を受けることができる者（以下、「奨学生」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てを満たさなければならない。なお、役員会が特に必要と認める者は、この限りではない。

- (1) 人間力を高める意欲がある者
- (2) 同窓会活動への意欲がある者

（出願の手続き）

第4条 奨学金を希望する者は、次の各号の書類を添えて会長へ願出するものとする。

- (1) 至学館大学同窓会奨学生 願書（様式1）
- (2) 至学館大学同窓会奨学生 人間力自己PR書（様式2）
- (3) 至学館大学同窓会奨学生応援書（本人以外の手書きの応援書）（様式3）
- (4) その他、委員会が特に必要とした書類

（出願期間）

第5条 出願は、原則として至学館大学及び至学館短期大学部の学年暦における前期中とするが、出願状況により後期中まで延期する場合がある。

（選考委員会）

第6条 奨学生を選考するため、奨学生選考委員会（以下、「委員会」という。）を置き、選考委員は同窓会長が正会員よりこれを委嘱する。

（選考及び給付額の決定）

第7条 奨学生の選考及び給付額は、委員会による書類審査及び面接による審議結果に基づき、同窓会運営委員会の議を経て、役員会において決定する。

- ② 選考結果は、同窓会長より出願者全員にその旨を通知するものとする。

（奨学金の予算額）

第8条 奨学金の予算額は、毎年度の同窓会一般会計予算でこれを決定する。

（給付額）

第9条 奨学金の給付額は、一人当たり10万円を限度とする。

（給付回数）

第10条 奨学金の給付回数は、在籍中1回限りとする。

（給付人数）

第11条 奨学生の給付人数は、毎年5名程度とする。

(給付方法)

第12条 奨学金の給付方法は、原則として当該者の金融機関口座に振込むものとする。

② 前項の奨学金の振込手数料については、同窓会の負担とする。

(他の奨学金との併給)

第13条 至学館大学及び至学館大学短期大学部が実施する「夢・チャレンジ奨励金」を受給している者は、本奨学金と併給することはできない。

(奨学金の返還)

第14条 奨学生が、次の各号に該当する場合は、その資格を失い、既に受け取った奨学金を返還しなければならない。

(1) 退学したとき

(2) 停学又は退学処分を受けたとき

(3) 提出書類に虚偽の記載があったとき

(4) その他、奨学生としてふさわしくない行為があったとき

(成果報告)

第15条 同窓会は、奨学生に対して、活動成果報告書（自由様式）を提出し、同窓会の会報誌やホームページ等への掲載に協力を求めることができる。

(補則)

第16条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は同窓会長がこれを定める。

(規程の改廃)

第17条 この規程の改正又は廃止は、役員会の議を経て同窓会長がこれを行う。

附則

この規程は、2019年4月1日付けで制定し、同日から施行する。（制定）

附則

この規程は、2023年4月1日付から施行する。